



発行所
群馬県母子保護連盟
群馬県母子寡婦福祉協議会
電話 027 (255) 6636
FAX 027 (255) 6652
HP <http://www.boshikai-gunma.jp>
Eメール: hahatoko@boshikai-gunma.jp
前橋市新前橋町13番地の12
群馬県社会福祉総合センター内
印刷所 井田印刷工業株式会社

こども達の未来と笑顔のために

群馬県生活こども部長

平井 敦子



立春とは申ししましても寒さなお厳しく、春の到来を待ち遠しく思う日が続いております。

皆様方には、ひとり親家庭並びに寡婦福祉の向上のために御尽力いただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、私たちはウイルスとの共存という新たな課題に向き合うことになりました。学校や保育所などの休業を始め、生活や就労などの環境が様変わりする中で、ひとり親家庭と寡婦家庭の生活を支援されている皆様方のひとかたならぬ御労苦に対し、改めて深く敬意を表する次第です。

コロナ禍により、社会的弱者の存在

が顕在化し、とりわけ非正規雇用の女性たちの生活苦が深刻化しています。母子家庭はパートや派遣社員などの非正規雇用で働く母親が多く、コロナ禍の影響による就労への不安を抱えながらも子どもの成長を励みに、日々過ごされているのではないかと思います。

このようなひとり親家庭の負担や不安を軽減するため、昨年より臨時特別給付金を支給しているところですが、本県では従来から、ひとり親家庭の生活の安定と、子どもの健やかな成長のために、「経済的支援」「就労支援」「相談支援」を柱とした施策を総合的に推進しております。

今後、ひとり親家庭及び寡婦の皆様方の福祉の向上のため、また、子ども

達の未来と笑顔のために、各種支援を積極的に推進して参りますので、引き続き皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

も達の未来と笑顔のために、各種支援を積極的に推進して参りますので、引き続き皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

子どもたちの未来に夢と希望を！

一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会



理事長 峯木 純子

梅花の便りも待ち遠しい今日この頃、会員の皆様におかれましては、健康にお過ごしのこととお慶び申し上げます。

平素より県をはじめ関係機関の皆様には、ひとり親家庭や寡婦の福祉の増進に、様々な御支援・御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

私事ですが、昨年五月に理事長という重責を受け継がせていただくことになりました。皆様の御協力をいただき関係機関と連携を図りながら、母子寡婦福祉の更なる増進のために誠心誠意努めて参りたいと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年より「新型コロナウイルス感染症」が猛威を振り、ひとり親家庭の就労や生活は以前にも増して非常に厳しい状況となっております。なお一層の支援が求められているところで、

当会としても、ひとり親家庭のお母さんなどへの就業支援や子どもたちへ

の学習支援、ローンが実施している給付型奨学金制度の活用など様々な事業を充実させ、生活面だけでなく精神面でも支えられるよう取り組んで参りたいと存じます。

今年度は、コロナ禍で事業の多くを中止せざるを得ない年となつてしまいが、残念な一年となつてしまいました。一日も早く終息し、今までの生活が戻ってくるよう願うとともに、会員の皆様には、一人ひとりが自身の健康にくれぐれもご留意いただきたいと存じます。

ひとり親家庭の親や寡婦の皆様方が元気になるよう、また、子どもたちの明るい未来のために、会の運営をしっかりと進めて参りたいと考えておりますので、今後とも皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



母と子で目指そう

明るい未来を！

群馬県母子保護連盟

委員長 信澤 美智子

立春とはいえまだまだ寒い日が続いておりますが、会員の皆様にはお元気で過ごすごしのこととお慶び申し上げます。

平素より県をはじめ関係機関の皆様には、ひとり親家庭や寡婦の福祉の増進に、様々な御支援・御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様には日頃より当連盟の活動に御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年来「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大が続いていて、国や県等の新たな支援策はあるものの、ひとり親家庭を取り巻く環境は、以前にも増して大変厳しい状況となっております。なお一層の支援が必要であると考えています。

母子会では、ひとり親家庭のお母さんや子どもたちを生活面とともに精神面でも支えられるよう各種事業を計画していましたが、コロナ禍で軒並み中止となってしまいました。会員の皆様が楽しみにしていた事業が中止となってしまう、大変残念でなりません。「新型コロナウイルス感染症」が一日

も早く終息することを願うばかりです。

こういった状況の中ではありますが、ひとり親家庭学習支援事業につきましては、藤岡教室、前橋教室、玉村教室及び高崎教室と四つの学習支援教室を開催することができました。学習教室で楽しく喜んで学んでいる子ども達を見ていると、本当にうれしく思います。さらに多くの子どもたちが利用できることを望んでおります。

当連盟といたしましても、母子会と連携しながら多くのひとり親家庭の親や子、また、寡婦の方々の応援をして参りたいと考えておりますので、今後とも関係の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員の皆様のさらなる御活躍と御健勝を祈念し、挨拶とさせていただきます。



I 令和二年度実施した事業

1 母子寡婦福祉推進に関する事業

ひとり親家庭

親子交流・体験事業

(第一回目)

◆期日 令和二年八月二十三日(日)

◆場所 前橋市中央通り商店街

◆参加者 十三人

◆内容 ひとり親家庭親子交流・体験事業を実施しました。この事業は、今年度から新たに始めたもので、年間二回の事業を計画しました。第一回目は「写真ビンゴ前橋商店街」です。ビンゴ用紙に前橋商店街の風景や人物の写真が印刷されていて、親子でその風景などを探し写真を撮ってビンゴを完成させるといふものです。ビンゴの数に応じて景品をプレゼント。さらに前橋市中央通り商店街の皆様のご協力により、素敵なプレゼントもいただきました。夏休みの最後に、親子でとても楽しい思い出をつくりました。

ひとり親家庭無料学習支援事業

◆期日 令和二年六月六日(土)～令和三年二月二十日(土)

◆場所 藤岡市総合学習センター

群馬県ぐんま男女共同参画センター

玉村町西児童館

◆参加者 高崎市中央公民館・北公民館

◆内容 毎週土曜日県内の四教室(藤岡教室、前橋教室、玉村教室、高崎教室)でひとり親家庭の児童(小学生)

を対象に、無料で学習支援を行っています。高崎教室は、昨年度開講した教室で、会場を昨年度の榛名地区から今年度は高崎市街地に移して実施しています。四教室ともに、科目は国語、算数、理科、社会、英語(小学五・六年)。学校と家庭以外の居場所づくりや保護者の情報交換や交流を目的に実施しています。十二月には、保護者交流会やクリスマス会なども実施しました。子どもたちは明るく元気に学習に取り組みました。



ローソン給付型奨学金

株式会社ローソンが平成二十九年度に創設した給付型奨学金で、全国母子寡婦福祉団体協議会が窓口となつていきます。対象は中学三年生から高校三年生までで、全国で四百人が奨学生に選考されます。令和二年度は本県では二十六名の応募があり、一次審査(書類)、二次審査(作文)を経て、六名の方が奨学生に決定しました。決定になった方には月額三万円の返還不要の奨学金が給付されます。奨学生になった方々の夢の実現に向けてのご健闘を祈念しています。

機関紙の発行

県母連や県母子会の活動を会員や関係機関等に周知するために、本紙「母と子」を発行するとともに、母子会母子部会員に各種支援制度や事業活動を周知する情報誌「スマイル・スマイリー」を二回発行しました。

2 母子部「スマイル・スマイル」に関する事業

代表者会議の開催

◆期日 令和二年五月十七日(日)
令和二年十一月十五日(日)
◆内容 五月の会議では、役員改選が行われました。また、十一月の会議で

は、今年度事業の実施状況及び来年度事業計画案等について意見交換が行われました。

3 母子家庭等就業支援対策に関する事業

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の母(父)の就業を支援するため、群馬県、前橋市及び高崎市からの委託を受け「群馬県母子家庭等就業・自立支援センター」を運営しています。

一 無料職業紹介所の運営

母子家庭等の母(父)の就業支援のため、無料職業紹介所を運営しています。

二 自立支援プログラム策定

関係機関等と連携し、自立支援プログラムを策定し就業を促進しています。

三 就業相談・就業支援

就業支援のためのパソコン講習会、母子・父子自立支援員研修会、弁護士による養育費相談会等を実施しています。

さらに児童扶養手当受給者が市町村に現況届を提出する際に、当センター相談員が向出て出張相談会を開催していきます。令和二年度は、十二市町村へ十三回、延べ四十五人の相談を実施しました。

また、市町村やハローワーク等との連携強化を図り、当センター内でもハローワーク就業情報の閲覧・検索が可能です。

事務所は、新前橋駅から徒歩五分の「群馬県社会福祉総合センター」五階です。電話や来所での、皆様からの相談をお待ちしています。

■利用時間 午前九時～午後五時
(土・日・祝祭日・年末年始はお休み)

弁護士による養育費無料相談会

◆期日 令和二年六月二十七日(土)
令和二年九月十二日(土)
令和二年十一月七日(土)
令和三年二月二十日(土)

◆場所 群馬県社会福祉総合センター

◆参加者 十五人

◆内容 弁護士による養育費等の無料相談会を四回実施しました。養育費のみならず、面会交流、親権、慰謝料、借金などの相談にも的確なアドバイスをいただきました。

母子父子自立支援員研修会

◆期日 令和二年十一月十七日(火)
午前十時～十二時

◆場所 群馬県社会福祉総合センター

◆参加者 十九人

◆内容 「精神疾患ってどんなもの? どう接すればいいの?」をテーマに、群馬県こころの健康センターの精神科

医師を講師としてお招きし、心の病など様々な問題を抱え支援を必要とする相談者に対する基礎研修を実施しました。

就業支援パソコン講習会

令和二年十月四日(日)から十一月二十二日(日)までの日曜日計八回、中央総合学院TAC群馬校において無料初級パソコン講習会を開催しました。今年度は十八人の参加があり、ワード、エクセルの初級技能を習得しました。



Ⅱ コロナ禍で中止となった事業

1 母子寡婦福祉推進に関する事業

○ 郡市町村母子福祉団体幹部・事務担当者研修会

○ お母さん旅行

○ 子育てを卒業したお母さんの劇団四季観劇とホテルランチ

○ ひとり親家庭体験研修

○ 第七十四回関東地区母子寡婦福祉研修大会

○ 県母連役員研修

○ 第七十回母子家庭・寡婦福祉県民大会

○ 令和二年度全国母子寡婦福祉研修大会

○ 東京デイズニースーツアール

○ ひとり親家庭親子交流・体験事業

(第二回目)

○ 親子スキー教室

2 母子部「スマイル・スマイル」に関する事業

○ 親子ボウリング大会・総会

○ 関東地区母子部長会議

○ 全国母子部長研修会

以上の事業は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、残念ながら中止となりました。令和三年度は「新型コロナウイルス感染症」が終息し、各種事業が実施できることを願っています。

Ⅲ 直近の主な支援制度の改正

1 未婚のひとり親に対する税制上の

措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(所得税法)

これまで離婚や死別によるひとり親には「寡婦(寡夫)控除」が適用されてきましたが、同じひとり親であっても未婚のひとり親には税制上の措置がありませんでした。この改正により、未婚のひとり親においても、一定の条件を満たせば控除が受けられることになりました。また、寡婦(寡夫)控除の見直しも行われました。

これらの改正は、令和二年分以後の所得税について適用されます。

【見直し内容】

◆未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

婚姻歴や性別にかかわらず、次の要件を満たすひとり親である場合には「ひとり親控除」として、その者のその年の総所得金額等から三十五万円を控除することとされました。

- ① その者と生計を一にする子を有すること。
- ② 合計所得金額が五百万円以下であること。
- ③ 住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」の記載がある者は対象外とする。

◆寡婦(夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しが行われました。

- ① 寡婦についても寡夫と同等の所得制限(所得五百万円(年収六百七十八万円))を設ける。

② 住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」の記載がある者は対象外とする。

③ 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。(所得税…二十七万円↓三十五万円、個人住民税…二十六万円↓三十万円)

※詳しくは、国税庁「源泉所得税の改正のあらまし 令和二年四月」並びに、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ(源泉所得税関係)」を参照してください。

2 障害年金受給者に係る児童扶養手当支給の見直し(児童扶養手当法)

これまでのひとり親の障害年金受給者は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できませんでした。今回の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直し、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できることとなりました。

【見直し内容】

障害年金の受給者について併給調整の方法を見直し、次の算式のとおり児童扶養手当額と障害年金の子の加算部の額との差額を受給することができるようになります。

支給額＝児童扶養手当(月額)－障害年金の子加算相当額(月額)

この法律は、令和三年三月一日から施行されます。 ※詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

3 養育費未払いに係る見直し(民事執行法)

養育費は子どもが成長し自立するまでにかかる費用のことをいいます。離婚し子どもと同居していない親にもこれらの子どもにかかる費用を支払うことが求められますが、その親の義務を果たしているのは4世帯に1世帯の割合というデータがあります。

今までは相手の勤務先や銀行口座がわからなければ、養育費の差し押さえも出来ず泣き寝入りをするしかありませんでした。

しかしながら、今回の改正により、「第三者からの情報取得手続」という制度が始まります。この制度は裁判所から市町村や年金事務所に照会をして相手の現在の勤務先を調べることが出来ます。そして相手の取引銀行がわかれば裁判所から銀行の本店に情報照会をして、相手の銀行口座がどの支店にあるのか調べられるようになります。ただし、「第三者からの情報取得手続」は強制執行認諾文言付き公正証書・調停証書があることが条件です。 相手が養育費を滞納していれば、差し押さえ手続きをとり、未払い親の銀行預金から養育費を回収することが可能になります。

この改正法は、令和二年四月一日に施行されました。 ※詳しくは、取決めた公証人役場又は家庭裁判所にお問い合わせください。

IV 表彰

令和二年度に母連及び母子会関係者が次の表彰を受章(賞)しました。なお、敬称略、順不同で掲載します。

1 叙勲(令和二年春)

・受章者

星野映子(元県母子会理事長)

・受章年月日

令和二年四月二十九日

・勲章 旭日双光章

2 群馬県総合表彰

・受賞者

峯木純子(現県母子会理事長)

・受賞年月日

令和二年五月三日

3 群馬県社会福祉協議会会長表彰

・受賞者

(母 連)

割田はつみ

高橋圭子

(母子会)

松井千明

木暮由記子

大槻正子

宮田光子

岩澤和恵

・受賞年月日

令和二年十一月十七日

V 役員改選(敬称略、順不同)

1 県母子会役員等

令和二年五月二十七日(水)に県母子会評議員会(書面決議)及び臨時理事会が開催され、次のとおり役員改選等が行われました。任期は令和二年五月二十七日から令和四年定時評議員会終結の時までです。

理事長

峯木純子

副理事長

高田啓子

常務理事

小林活代

理事

高橋栄樹

監事

中村百合子

相談役

須永美津江

2 県母子会母子部役員

令和二年五月十七日(日)に母子部

代表者会議が開催され、次のとおり役員改選が行われました。任期は令和二年五月十七日から令和四年四月の母子部代表者会議までです。

部長

松井千明

副部长

関 由美

書記

高橋幸恵

代表者

茂木典子

若林由佳理

飯島弥生

村岡大恵

小谷野みゆき

VI 要 望

◆令和二年九月、県女性団体連絡協議会を通じ県及び県教育委員会に対し次の六項目を要望しました。

一 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大など社会の変化に影響を受けないよう、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保を図るため、常時雇用している労働者数の一定割合(法定雇用率)以上の雇用を義務づける「ひとり親を対象とした雇用率制度」を創設するなど積極的な正規雇用施策を講じるよう要望します。

一 児童扶養手当について、ひとり親と子どもたちが将来に希望を持てるよう、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大などによる社会の変化やひとり親家庭の経済状態に対応した制度の充実を要望します。

一 ひとり親家庭の生活の安定を確保するため、養育費の支払い履行確保に向けた法整備を要望します。

一 子どもの貧困対策を推進するため、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、給付型奨学金制度の拡充を図るなどの施策を積極的に推進していただくよう要望します。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条により「国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共施設

設の管理者は、母子・父子福祉団体からの申請があったときは、その公共施設内において、物品販売施設の設置を許すよう努めなければならない」とされていることから、地方公共団体及び公共施設の管理者においては、法の趣旨を尊重し自動販売機や売店の設置を積極的に認めていただくよう要望します。

一 平成二十四年に制定された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(恒久法)においては、地方公共団体や企業に対して、ひとり親家庭の就業の促進や母子・父子福祉団体からの物品購入や自動販売機設置促進等の規定が盛り込まれている。この法律の一層の周知について、平成三十年三月厚生労働省局長から各都道府県、経済団体連合会会長、全国商工会議所会頭、全国商工会連合会会長等に

通達が出されているが、県においても引き続きパンフレットの作成や各種会議等を通じて、自治体や企業等に対してこの法律の周知に努め、母子寡婦福祉の一層の増進が図られるよう要望します。

◆令和二年七月、県社会福祉協議会に対し、自販機設置要望を行いました。

◆令和二年十月、自民党政調会に対し、自販機設置要望を行いました。

Ⅶ 令和二・三年度行事日程(予定)

三月十六日 (火)	県母子会理事会	七月十七日 (土)	観劇とホテルランチ
三月二十五日 (木)	県母連予算委員会	七月十七日 (土)	ひとり親家庭体験研修(リニア見学センター、工場見学他)
三月二十六日 (金)	県母子会評議員会	八月中旬	ひとり親家庭親子交流・体験事業
四月十八日 (日)	親子ボウリング大会、母子部代表者会議・総会	八月～十一月	市町村出張就業相談会
四月二十八日 (水)	母連・母子会幹部・事務担当者研修会	九月二十六日 (日)	第七十四回関東地区母子寡婦福祉研修大会(静岡県静岡市)
五月十四日 (金)	県母連決算委員会	十月一日 (金)	県母子会理事会
五月十八日 (火)	県母子会理事会	十月一日 (金)	第二回県民大会準備委員会
五月二十六日 (水)	県母子会評議員会	十月上旬	県母連役員研修(伊豆方面)
五月三十日 (日)	～六月一日(火)	十月上旬～十一月下旬	パソコン研修会(計八回)
	お母さん旅行(山形あつみ温泉、宮城秋保温泉他)	十月十七日 (日)	第七十回群馬県母子家庭・寡婦福祉県民大会
六月上旬～七月中旬	前橋・玉村・高崎ひとり親家庭学習支援教室開講式	十一月六日(土)～七日(日)	令和三年度全国母子寡婦福祉研修大会(宮城県仙台市)
六月十八日 (金)	第一回県民大会準備委員会	十一月中旬	母子・父子自立支援員研修会
六月中旬	弁護士との養育費無料相談(年三回)		
六月下旬	関東地区母子部長会議		
七月二日 (金)	子育てを卒業した母さんの劇団四季		

十一月十四日(日) 県母子会母子部代表者会議

十二月三日 (金) 県母連役員会

十二月月上旬 東京デイズニースーツアー(親子ふれあい交流事業)

二月中旬 前橋・玉村・高崎ひとり親家庭学習支援教室閉講式

二月中旬 親子スキー教室(親子ふれあい交流事業)

十一月十四日(日) 県母子会母子部代表者会議

十二月三日 (金) 県母連役員会

十二月月上旬 東京デイズニースーツアー(親子ふれあい交流事業)

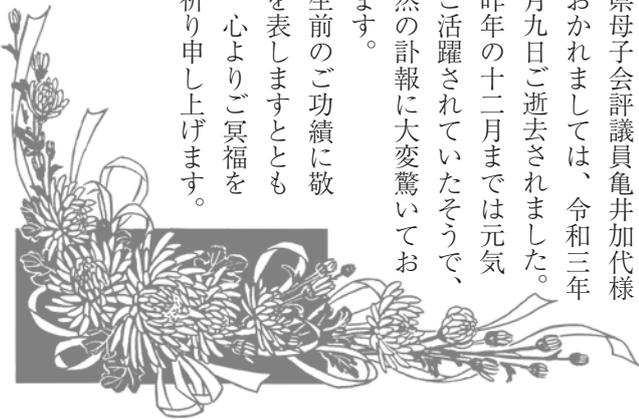
二月中旬 前橋・玉村・高崎ひとり親家庭学習支援教室閉講式

二月中旬 親子スキー教室(親子ふれあい交流事業)

Ⅷ おくやみ

県母子会評議員亀井加代様におかれましては、令和三年一月九日ご逝去されました。昨年の十二月までは元気に活躍されていたそうで、突然の訃報に大変驚いております。

生前のご功績に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



編集後記



一 昨年の五月に事務局長に就任し、あっという間に二年が経とうとしています。任期も残すところあと僅かとなりました。この間、至らぬ点が多々あったかと思いますが、ご容赦いただきましたいと存じます。改めて母連・母子会の役員や会員の皆様にご支援、御協力をいただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。

この二年間の中で、特に令和二年度につきましては、「新型コロナウイルス感染症」の猛威により残念ながら多くの事業が実施できませんでした。会員の皆様が楽しみにしていた「お母さん旅行」、「子育てを卒業したお母さんの劇団四季観劇とホテルランチ」、「デイズニースーツアー」など軒並み中止となってしまいました。また、母連・母子会の一大イベントである「県民大会」も中止でした。「新型コロナウイルス感染症」が一日も早く終息して欲しいと願っています。

母連並びに母子会の今後益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げます。二年間ありがとうございました。

(S・T)